

記載要領等	相続税の申告書第 8 の 2 の 2 表の付表 1 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）
-------	--

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 16 条第 1 号に規定する特例承継計画に係る同令第 17 条第 2 項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第 5 項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 12 号又は第 14 号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 7 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 8 項の特別の関係がある会社をいいます。以下同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係をいいます。2 (2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、2 (2)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 15 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、2 (2)において同じです。）又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
 なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 15 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A 欄の金額（⑤欄の金額）を第 8 の 2 の 2 表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
 なお、第 8 の 2 の 2 表の付表 1・付表 2・付表 3 の作成がある場合は、各付表の A 欄の合計額を第 8 の 2 の 2 表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を○で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏

＜相続税の申告書第 8 の 2 の 2 表の付表 1 記載要領等＞

名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 6 第 14 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時ににおける価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が 70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。